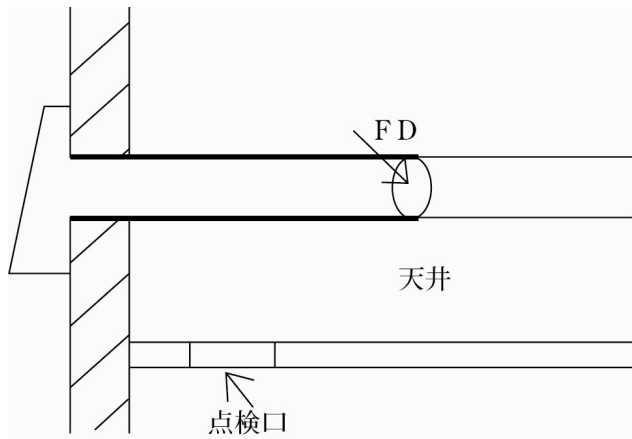


**外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火設備について**

平成2年9月部会

下図のように、政令第109条の防火設備を内側へ約1m延ばして設置した場合、ダクト部分の構造は次のとおり取り扱う。



ダクト部分は、鉄製で鉄板の厚さが0.8mm以上とし、点検口を設置することとする。  
ただし、FDを外壁から1m以内の部分に設置した場合に限る。